

ニセコ町まちづくり基本条例の一部を改正する条例(案)の縦覧

「ニセコ町まちづくり基本条例」を改正したいので、ニセコ町まちづくり基本条例第54条第1項の規定に基づき公表し、意見を求める。

平成22年2月16日

ニセコ町長 片山 健也

記

- 1 改正する条例名 ニセコ町まちづくり基本条例(平成12年ニセコ町条例第45号)
- 2 改正の分類 一部改正
- 3 改正の条例 別紙(案)のとおり
- 4 改正の理由 まちづくり基本条例第57条の規定により、ニセコ町にふさわしい条例かどうか検討した結果、改正する必要性が生じていると判断したため
- 5 公表の期間等
縦覧の期間等 と き 平成22年2月16日(火)から平成22年2月25日(木)まで
ところ ニセコ町役場企画課
意見の受付期間 と き 平成22年2月16日(火)から平成22年2月25日(木)まで
ところ ニセコ町役場企画課
- 6 提出された意見項目の公表等
と き 平成22年3月1日(火)
ところ ニセコ町企画課

本縦覧に関するお問合せ先

ニセコ町企画課経営企画係(〒048-1595 北海道ニセコ町富士見47番地)

担当:係長 山本契太 担当不在時:主任 斎藤徹 又は 課長 茶谷久登

電話:0136-44-2121 FAX:0136-44-3500 Eメール:kikaku@town.niseko.lg.jp

執務時間:8時40分~17時15分(昼休みはありません)